

## **[事案 2020-1] 入院給付金支払請求**

・令和2年11月18日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款所定の入院に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

腰椎椎間板ヘルニア、頸椎椎間板ヘルニア、右尺骨神経麻痺により入院したため、平成27年9月に契約した生存給付保険の医療保障特約にもとづき疾病入院給付金を請求したところ、約款所定の入院に該当しないとして給付金が支払われなかった。しかし、入院中は、医師や看護師の指導のもと、ベッドにおける治療やリハビリを、常に医師の管理下で行っており、他社からは給付金が支払われていることから、入院給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、看護記録によれば、入院初日に「ADL 自立にてNs 介護なし」とされており、入院療養計画書には、全身状態の評価について、「自力歩行可、院内自由」と記載されている。歩行に際しての杖・歩行器等の使用指示もなく、行動制限もなかった。
- (2) 入院中の治療内容も、安静、トリガーポイント注射、牽引、理学療法等で、一般的に外来通院でも可能な治療である。
- (3) 入院の初期に、自宅で過ごすため3日間の外泊をしている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院に関する経緯等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本入院は約款に定める入院に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。